

ジャパンパビリオン（フランス・ストラスブール）の出展参加者の募集について

当協会は、品目別輸出促進緊急対策事業(木材製品輸出特別支援事業のうちEU等に対するデザイン性の高い木製家具・建具等の輸出促進)（平成29年度農林水産省補正事業）の一環として、フランスのストラスブールで開催される工芸見本市「Salon Raisonance」にジャパンパビリオンを設置し、日本産木材を使用した木製家具、建具、内装材等木材製品の展示・広報活動を行うこととしており、当該展示・広報宣伝活動に参加される希望者を募集します。

EU向けデザイン性の高い木製家具、建具等の輸出促進を目指し、本展示・広報活動への参加を希望される方は、別添の「平成30年度ジャパンパビリオン（ストラスブル）出展参加者応募実施要領」を熟読のうえ、同要領の「5」に記載する関係書類に記載のうえ、以下の期日までにご応募下さい。

応募締切日：平成30年7月6日（金）正午（必着）

平成30年6月5日

一般社団法人日本木材輸出振興協会
事務局長 井上 幹博

別添 平成30年度ジャパンパビリオン（ストラスブル）出展参加者応募実施要領

(別添)

平成30年6月5日

平成30年度ジャパンパビリオン（ストラスブール）出展参加者応募実施要領

一般社団法人日本木材輸出振興協会

1. 実施目的

農林水産省においては、農林水産物・食品の輸出額を平成31年までに1兆円とする政府目標の達成に向けて積極的に取り組んでいます。

EU向け日本産の木製家具、建具、内装品等木材製品の展示・広報活動は、品目別輸出促進緊急対策事業(木材製品輸出特別支援事業のうちEU等に対するデザイン性の高い木製家具・建具等の輸出促進)（平成29年度農林水産省補正予算事業）の一環として、フランスのストラスブールで開催される工芸見本市「Salon Raisonance」にジャパンパビリオンを設置し、日本産木材を利用したデザイン性の高い木製家具、建具、内装品等木材製品の効果的な宣伝普及の支援を行うことにより、EUにおける日本産木材製品の認知度向上、販売促進に資することを目的としています。

2. 実施内容

（1）概要

工芸見本市「Salon Raisonance」にジャパンパビリオン（以下、「ジャパンパビリオン（ストラスブール）」という）を出展し、日本産木材を使用した木製家具、建具、内装品等木材製品の輸出に取り組む意欲のある出展者と連携し、出展によるPRを主とする広報宣伝活動、セミナーの開催、アンケートの調査等を行うことにより、オールジャパンで海外需要の創出に取り組みます。

なお、日仏両国は日仏友好160周年に当たる2018年を契機に、大規模な日本文化を紹介する「ジャポニスム2018」を平成30年7月から平成31年2月の間パリを中心で実施することとなっており、本展示・広報活動は、「ジャポニスム2018」の公式企画として「ジャポニスム2018」事務局（（独）国際交流基金）に認定され実施するものとなっています。

（2）主な内容

ア 出展コンセプト

ジャパンパビリオンにおいて、日本産の木製家具、建具、内装品等を中心とした日本産木材製品を展示し、伝統的な加工技術と現代のデザインが融合した「和」を表現する日本産木製家具、建具のデザイン性やヒノキ・スギの現し等の日本産内装

材ならではの健康増進効果をアピールします。

イ 出展物

日本産木材を使用した家具、建具、内装品等（例：品質、デザイン性、機能性、オリジナリティ、アート性の高いもの、日本ならではの欧風デザインが施されておりEUで受け入れやすいと考えられるもの、日本の文化を感じることができるもの、日本独自の技術や独自性の高いデザインが施されているもの）

ウ 出展面積

ジャパンパビリオン（ストラスブル）：約60m²

なお、ジャパンパビリオンは、各出展者に三面が囲まれる標準ブースのような閉鎖的なスペースは提供せず、合同出展の形で出展します。

エ 出展に合わせた広報宣伝活動

ジャパンパビリオンの出展効果や日本産の木製家具、建具、内装品等の認知度を高めるため、出展に合わせて、事前プロモーション（消費者・需要者に向けて、展示告知記事の掲載）、展示中の広報宣伝（DVDの上映、フランス語・英語版のパンフレットの配布、製作・組立デモンストレーション、セミナーの開催）、事後プロモーション活動（情報の提供など）を行います。

3. 募集要項

（1）出展物の要件

日本産木材を使用した家具、建具、内装品、小物、装飾品等

（2）応募面積

出展希望者は、出展申込書に出展希望面積を記入して下さい。

ただし、出展参加者の展示位置は出展内容により日本木材輸出振興協会（以下「協会」という。）で決定させていただきます。面積や位置等は必ずしも出展者のご希望に沿えない場合がありますので、予めご了承下さい。

（3）出展料

① 本事業で提供するサービス：無料となります。

- ・展示スペース（基本備品費を含む）
- ・展示スペースでの電気などの工事費
- ・ジャパンパビリオン全体の装飾費
- ・共通の広報宣伝費（集客のための広報等）
- ・通訳（共通に係るものに限る）
- ・ジャパンパビリオン用の電気料

- ・ 本協会指定の国内集荷先から展示会場まで（往路）の出展物やパンフレット類の輸送に要する経費
 - ・ フランスの到着港・空港における輸入諸費（関税、付加価値税、通関料、税関検査・手数料、倉庫関連経費等）
- ② 本事業で提供しないサービス：出展者が自己負担していただきます。
- 上記①以外の経費であり、その主要なものは以下のとおりです。
- ・ 本協会指定の国内集荷先までの出展物やパンフレット類の輸送に要する経費
 - ・ 出展物やパンフレット類の輸出に係る国内の輸出諸費（本協会指定の国内集荷先における通関費用、植物防疫費用（必要な場合）、荷造り料など）
 - ・ 社員等の派遣に要する経費（渡航費、宿泊費等）
 - ・ 出展物の配置・展示・運営の経費、並びに出展物及び自社スペースに持ち込む出展者所有物に係る盗難等の保険料
 - ・ その他、出展者の都合により発生する個別経費

4. 応募資格等

日本産木材を使用した家具、建具、内装品等製品を製造あるいは販売等を行っており、かつ輸出意欲のある事業者及びその団体、地方公共団体等であって、会期の全日程を通じて出展者がパビリオンに広報宣伝活動及び成果等の報告を行うことが条件となります。

5. 応募申請

出展希望者は、[別紙の様式1「出展申込書」、様式2「特別装飾等申込書」及び様式3「出展終了後処理連絡書」](#)にご記入のうえ、次に掲げる書類を添えて郵送又は電子メール等により協会にご提出下さい。



ただし、郵送の場合は、「出展申込書」については、郵送と同時に当協会宛てにFax、又はEメールでご送信下さい。

- ① 会社の沿革等組織の設立関係を明記した書類（自治体を除く。なお、当協会がこれまで実施した海外出展に参加した実績がある者に限り、この書類の提出は不要。次項②についても同様とします。）
- ② 過去2カ年の主要活動（輸出以外も含む）を明記した書類又は組織のパンフレット

なお、応募数が募集小間相当数を大幅に上回る場合は、締切日前でも募集を締め切る場合がありますのでご了承下さい。

申込書の提出期限は、以下のとおりです。

平成30年7月6日（金）正午（必着）

6. 出展参加者の選定と公表

出展参加者の選定は、出展資格を有する者について、応募申請の内容を踏まえ以下の審査事項に基づき公正に審査し、事業の主管機関と協議した上で決定します。決定後には、各応募者に通知するとともに、当協会のオフィシャルサイトにおいて公表します。

（審査事項）

- ① 日本産木材を使用した家具、建具、内装品等製品の輸出促進に資するか。
- ② 欧州市場の開拓、輸出拡大が見込まれる品目であるか。
- ③ 欧州市場の開拓、輸出拡大のために具体的な考えを有しているか。
- ④ 日本産木材製品の品質、デザイン性、機能性をPRできるものであるか。
- ⑤ パビリオンの出品構成がバランスのとれたものとなるか。
- ⑥ アート性のある作品が数点必要とされることに留意。（フランス主催者側で展示の趣旨に合わないと見なされる場合などには出品をお断りさせていただくことがあります。）

7. 出展に係る遵守事項等

（1）出展物の管理

出展物の管理は、出展者の責任において行うものとします。

（2）出展物の準備、処理及び期間中の運営

出展者は、協会の指導のもとに、出展物の展示スペースへの搬入、開梱、据付等の準備、会期中の広報宣伝、展示会終了後の出展物の処理を行うものとします。

（3）展示装飾

展示全体の基本的構成・設計・デザイン、基本装飾（施設、備品など）の企画、施工は、協会が行いますが、出展者の展示物の配置は、出展者が、協会と必要に応じて協議し、各出展者の責任で行うものとします。

なお、組立、据付等で、特別な技術を要するものは、出展者が、協会の同意を得て行うものとします。

また、出展者は、特別装飾が必要な場合は、様式2の用紙に記入し、事前に、協会の承諾を得るものとします。

（4）出展物の実演

出展者は、展示スペースにおいて、実演することが出来きます。ただし、協会は、

会場の条件及び現地安全諸規程等により、実演を禁止又は制限することがあります。

出展物を実演する場合は、様式2の用紙に記入して下さい。

(5) 映像物・宣伝物

映像物の上映並びに宣伝物（カタログ、見本品等を含む）を配布する場合は、様式2の用紙に記載して下さい。

なお、これらについて、現地側から求められる事前審査を受ける必要がある場合は、その指示に従って下さい。

(6) 出展物の処理

出展者は、予め、出展物の展示終了後の処理方法（売却、寄贈、転送、廃棄など）を出展物ごとに定め、「出展物展示後処理連絡書」（様式3）に記入して提出して下さい。

なお、現地の諸事情により所定の期日までに希望の処理方法で処理できない場合は、協会は、出展者の相談に応じて、出展者とその対応を協議することとします。

(7) 出展中の事故

出展中に発生したすべての事故は、協会と出展者は相互に連絡し合い、その対応を協議するものとします。

(8) 出展結果の報告

出展中及び展示会終了後、出展者は、協会から、出展結果の報告を求められた際は、「出展結果報告書」（別途配布）により、所定期日までに提出するものとします。

(9) アンケート等へのご協力

出展者は、会期前後および会期中に、協会が行うアンケート及びフォローアップ調査（聞き取り調査、アンケート調査等）に協力いただくものとします。

(11) 内容の変更等

行政の方針等により内容が変更される可能性がありますので、予めご了承ください。

(12) 本要領に定めのない事項等の扱い

本応募要領に記載されていない事項が発生した場合、又は、展示会主催者等が新たな事項を定めた場合には、協会はその対応を定めが出来るものとします。

8. 展示事業の中止、出展の取り消し、出展の解除、係争

(1) 出展事業中止の場合

協会は、次の場合、本出展事業を取りやめ、又は、変更するが出来るものとし

ます。この場合、出展者の損害及び不利益等について、協会は一切その責任を負わないものとします。

- a) 戦争、政情不安、天災、伝染病など、不可抗力により、本展示事業が開催中止等となった場合
- b) 開催期日、方法等の条件等に大きな変更があった場合
- c) その他やむを得ない事由により、協会として本展示事業への出展が不適当もしくは不可能となった場合

(2) 出展の取り消しと出展の解除等

出展者の確定後、出展者の都合で出展の取り消し、もしくは出展物の大幅な変更がある場合、書面をもって事務局に届出を行い、その承認を得るものとします。ただし、出展者の確定後 30 日以内に限ります。

協会は、出展者が、本要領に遵守することができない場合、出展の取り決めを解除することができるものとします。これによって生ずる損害について、協会は賠償請求できるものとします。

(3) 係争

本要領に関する係争は、東京地方裁判所が専属管轄を持つものとし、日本国内法に準拠して処理するものとします。

9. 応募・照会窓口

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル 4F

一般社団法人日本木材輸出振興協会

電話番号 (03)5844-6275 FAX 番号 (03)3816-5062

担当者： 井上、川面、上島

担当者 E-mail : mail@j-wood.org

10. 出展予定の工芸見本市「Salon Raisonance」概要

主催者	FREMAA (FEDERATION REGIONALE DES METIERS D' ART D' ALSACE)
会 場	ストラスブール ワッケン (フランス)
会 期	2018 年 11 月 9 日 (金) ~ 11 月 12 日 (月)
出品物範囲	工芸品
その他	2017 年の実績：会場面積 6,000m ² 、来場者 19,000 名超 (主催者より)